のに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けている期間中でないこと。

⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　平成28年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、内閣府新庁舎（仮称）ＰＦＩ手法による整備検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、内閣府新庁舎（仮称）ＰＦＩ手法による整備検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、内閣府新庁舎（仮称）ＰＦＩ手法による整備検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「官庁営繕部所掌に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省営管発第447号、建設省営建発第68号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「内閣府新庁舎（仮称）ＰＦＩ手法による整備検討業務△△・××共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成30年７月12日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年７月12日

株式会社ゆうちょ銀行

常務執行役　小野寺敦子

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　76

⑵　購入等特定役務及び数量　ダイレクトメールの発送等業務の委託

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成30年８月２日午前10時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―0011 東京都千代田区内幸町２丁目１番１号　株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部（役務・システム調達担当）担当　坂入　智徳　電話03―3504―4870

3　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 76

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Outsourced to direct mail shipping secretariat

⑶　Time limit for the submission of Comments : AM 10 : 00　2 August 2018

⑷　Contact point for the notice : Tomonori Sakairi, General Affairs Department, Corporate Administration Division, JAPAN POST BANK Co., Ltd. 1―1 Uchisaiwaicho, 2-Chome Chiyoda-ku, Tokyo 100―0011, Japan. TEL 03―3504―4870

随意契約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。

平成30年７月12日

契約職　国立研究開発法人建築研究所

理事長　緑川　光正

◎調達機関番号　810　◎所在地番号　08

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　強度試験棟中型振動台デジタル制御装置更新整備

2　随意契約の予定日　平成30年８月１日

3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｂ「技術的理由による競争の不存在」

4　随意契約を予定している相手方の名称

三菱重工機械システム株式会社

5　担当部署　〒305―0802 茨城県つくば市立原１番地　国立研究開発法人建築研究所　総務部会計課契約担当　渡邊　幸代　電話029―879―0624

6　Summary

⑴　Classification of the Products to be procured : 24

⑵　Nature and quantity of the Products to be purchased : Servo Controller of Medium Size Shaking Table

⑶　Expected date of the contract award : 1 August, 2018

⑷　Reason for using single tendering procedures as provided for Agreement on Government Procurement : b “Absence of Competition for Technical Reasons”

⑸　Contact point for the notice : Sachiyo Watanabe, Contracting Section, Accounting Division, Department of General Affairs, Building Research Institute. 1 Tachihara, Tsukuba-city, Ibaraki. 305―0802 Japan, TEL 029―879―0624